## 領事手数料改定のお知らせ

2018 年(平成 30 年) 4 月 1 日から, 下記のとおり, 領事手数料が改定されます。 4月1日以降の申請から, 改定手数料が適用されますのでご留意ください(3 月 31 日までに申請された分については, 受領が 4 月 1 日以降でも 2017 年度(平成 29 年度)の手数料が適用されます。)。

例: 2018 年 3 月 29 日(木)に申請を受理し、4 月 5 日(木)に旅券を受領する場合 ⇒2017 年度(平成 29 年度)の旅券手数料が適用される。

## 2018年(平成30年)4月1日以降の領事手数料(単位:チェココルナ)

## 旅券(パスポート)

10 年(20 歳以上)	3, 410
5 年(12 歳以上)	2, 350
5 年(12 歳未満)	1, 280
記載事項変更旅券	1, 280
査証欄増補	530
帰国のための渡航書	530

在留証明	260
出生、婚姻、死亡等、身分上の事項に関する証明	260
警察証明の翻訳証明	940
署名又は印章の証明(官公署に係るもの)	940
署名又は印章の証明(その他のもの)	360
自動車運転免許証抜粋証明	
健康保険証明書抜粋証明	450

▶手数料のお支払は、受領時に現金にてお釣りのないようお願い致します。

※クレジットカード、デビットカード、小切手、Postal Money Order など現金以外でのお支払いはできません。

(注意)領事手数料は、原則として毎年1回、4月1日付で改定され、同日以降の申請分に適用されます。